

# 業務用契約 (選択約款)

令和3年10月1日実施

鷺宮ガス株式会社

## 目 次

1. この選択約款の位置付け.....	1
2. この選択約款の変更.....	1
3. 用語の定義 .....	1
4. 適用条件 .....	2
5. ガス需給契約の締結および契約期間.....	3
6. 使用量の算定.....	3
7. 料金 .....	3
8. 料金の支払方法.....	4
9. 単位料金の調整.....	4
10. 契約の精算額.....	5
11. 契約最大時間流量超過時の取り扱い.....	8
12. 名義の変更.....	8
13. 債権譲渡の禁止.....	8
14. ガス需給契約の変更または解約.....	8
15. ガス需給契約の変更または解約に伴う契約最大時間流量超過精算額の差額精算...	9
16. ガス需給契約の解約に伴う契約中途解約精算額.....	9
17. 緊急調整時の措置.....	10
18. その他 .....	10
付 則 .....	11
1. 実施の期日 .....	11
2. この選択約款の掲示.....	11
(別 表 1) 料金および消費税等相当額の算定方法.....	12
(別 表 2) 料金表・第1種.....	14
(別 表 3) 料金表・第2種.....	15

## 1. この選択約款の位置付け

この選択約款は、4に定める適用条件を満たすお客さまに適用する料金プランに関する契約事項を定めたものです。この選択約款に定めのない事項は、当社のガス小売供給約款（一般用）を適用いたします。

## 2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定める託送供給約款またはガス小売供給約款（一般用）を変更した場合、法令等の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、この選択約款を変更することがあります。この選択約款の変更の際には、変更後の規定の内容および変更の効力発生日（原則として料金にかかわる条件は変更の直後の検針日の翌日、その他の供給条件は変更を行った日）の説明、書面交付等を(3)および(4)に従って行います。また、変更の効力発生日以降の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項および変更の効力発生日のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項、変更の効力発生日ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更やこの選択約款の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要および変更の効力発生日のみを書面を交付することなくインターネット上での開示その他適切な方法により説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

この選択約款およびこの選択約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、ガス小売供給約款（一般用）によるほか、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間当たりの最大の使用予定量をいいます。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示します。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。

- (4) 「契約年間引取量」とは、契約期間においてお客さまが引取らなければならない量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除したものをいいます。この場合、その計算の結果、1立方メートル未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月の期間をいいます。
- (7) 「契約最大需要月使用量」とは、契約期間における最大需要期の契約月別使用量のうち最も大きいものをいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。
- (11) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (12) 「スイッチング」とは、同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。
- (13) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

#### 4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が第1種では契約最大時間流量の600倍（小数点以下切り捨て）以上、第2種では契約最大時間流量の400倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が2,500立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が第1種では75パーセント以上、第2種では60パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先だって緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

## 5. ガス需給契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、第1種、第2種のいずれかを選択していただき、供給条件を定めたガス需給契約を当社と契約開始の前日までに締結していただきます。
- (2) お客さまが、新たにこの選択約款にもとづくガス需給契約の締結を申し込む場合、またはその後のガス需給契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、および使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議により次の契約使用量等を定めるものといたします。
  - ① 契約最大時間流量
  - ② 契約最大需要月使用量
  - ③ 契約年間使用量
  - ④ 契約年間引取量
  - ⑤ 契約月平均使用量
  - ⑥ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、ガス需給契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) (3) にもとづきガス需給契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
  - ① 供給条件の説明における更新後の契約期間は、当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
  - ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の早收料金または遅收料金を、ガス小売供給約款（一般用）に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定

- (1) 当社は、あらかじめ定めた日に、毎月一度検針を行い、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより料金算定期間の使用量を算定し、お客さまに通知します。
- (2) 当社は原則として負荷計測器により、1時間当たりの最大の使用量（以下「実績最大時間流量」といいます。）を算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまとの協議によってその月における実績最大時間流量を算定いたします。
- (3) 負荷計測器本体費用は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。

## 7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いがガス小売供給約款（一般用）に規定する支払義務発生日の翌日から

起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、別表1-1により算定された早収料金（消費税等相当額を含みます。）をお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日がガス小売供給約款（一般用）に規定する休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、第1種は別表2の料金表を、第2種は別表3の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。
- (3) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (4) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (5) お客さまが新たにガスのご使用を開始した日と契約開始日が同日の場合は、ガス小売供給約款（一般用）22(6)の規定にもとづき日割計算を行います。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
- (6) お客さまの都合や契約違反によりこの選択契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。
- (7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金および単位料金（基準単位料金または調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが早収料金を算定できるようにいたします。

## 8. 料金の支払方法

- (1) 料金（早収料金または遅収料金）を口座振替または払込みいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。
- (2) 供給停止時の支払期限が到来したすべての料金またはこの選択約款における各種精算額は払込みの方法によりお支払いいただきます。
- (3) お客さまが遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限までにお支払いいただき、この金額と遅収料金との差額（以下、「遅収加算額」といいます。）を翌月以降にお支払いいただきます。  
遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、翌月以降の料金と同時に支払いただきます。

## 9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表2・3の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1-4のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

86,220円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1-4に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が137,950円以上となった場合は、137,950円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= (\text{トン当たりLNG平均価格}) \times 0.9550 \\ &+ (\text{トン当たりLPG平均価格}) \times 0.0457 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 10. 契約の精算額

この選択約款にもとづく契約に関する精算額は、最大時間流量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大時間流量超過精算額とし、当社は、それぞれの精算額を、原則として、当該それぞれの未達または超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、(1)および(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(1) 最大時間流量倍率未達精算額

お客様の契約期間における実績使用量（以下「実績年間使用量」といいます。）が、第1種では契約最大時間流量の600倍未満、第2種では契約最大時間流量の400倍未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大時間流量倍率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

また、第2種では、下記算式中の「契約最大時間流量の600倍」は「契約最大時間流量の400倍」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大時間流量倍率未達精算額} = \left[ \left[ \begin{array}{l} \text{契約最大時間流量} \\ \text{の600倍に相当す} \\ \text{る年間使用量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{契約に定める契約} \\ \text{月別使用量に各月} \\ \text{の単位料金を乗じ} \\ \text{たものの合計額を} \\ \text{契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五入} \\ \text{した額} \times 3 \end{array} \right]$$

なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとにガス小売供給約款（一般用）を適用して算定した料金総額を超えない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達精算額

お客様の実績年間負荷率〔（契約期間における1か月当たり平均実績使用量／契約期間における最大需要期の1か月当たり平均実績使用量）×100をいいます。〕が、第1種では75パーセント未満、第2種では60パーセント未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

また、第2種では、下記算式中の「負荷率75%」は「負荷率60%」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left[ \left[ \begin{array}{l} \text{負荷率75\%に相当} \\ \text{する年間使用量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{契約に定める契約} \\ \text{月別使用量に各月} \\ \text{の単位料金を乗じ} \\ \text{たものの合計額を} \\ \text{契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五入} \\ \text{した額} \times 3 \end{array} \right]$$



なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとにガス小売供給約款（一般用）の規定にもとづき算定した料金総額を超えない範囲で算定するものいたします。

（備考）

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月当たり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を1.2倍したものといたします。

### （3）契約年間引取量未達精算額

お客さまの実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left[ \left[ \begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{契約に定める契約} \\ \text{月別使用量に各月} \\ \text{の単位料金を乗じ} \\ \text{たものの合計額を} \\ \text{契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五入} \\ \text{した額} \end{array} \right]$$

### （4）契約最大時間流量超過精算額

お客さまの最大需要期の実績最大時間流量が契約最大時間流量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大時間流量超過精算額といたします。ただし、当該実績最大時間流量が契約最大時間流量の130パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）以下であって、11（1）の規定が適用される場合を除きます。

$$\text{契約最大時間流量超過精算額} = \left[ \left[ \begin{array}{c} \text{最大の1時} \\ \text{間あたり} \\ \text{の流量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{時間流量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \right] \times \left[ \left[ \begin{array}{c} \text{流量基本料} \\ \text{金相当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right] \times 12 \right]$$

なお、契約期間中に契約最大時間流量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大時間流量超過精算額といたします。

### 1 1. 契約最大時間流量超過時の取り扱い

- (1) 契約期間中における実績最大時間流量が契約最大時間流量の105パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)を超えた場合には、原則として当該実績最大時間流量を下限として次の契約期間における契約最大時間流量を定めます。
- (2) 当社がやむを得ないと判断した場合は、(1)の規定を適用いたしません。

### 1 2. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

### 1 3. 債権譲渡の禁止

お客さままたは当社は、相手方の書面による承諾を得ることなく、この選択約款および需給契約により発生する権利および義務を第三者に譲渡、移転または担保の用に供してはならないものとします。

### 1 4. ガス需給契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2の規定によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款にもとづくガス需給契約を変更または解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづくガス需給契約を解約することができるものいたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合および10の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には、当社はこの選択約款にもとづくガス需給契約を解約することができるものいたします。  
なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (4) この選択約款にもとづくガス需給契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまからガス小売供給約款(一般用)にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。
- (5) お客さまがスイッチングによりこの選択約款にもとづくガス需給契約の解約を検討される場合(契約満了月をもって解約する場合を含みます。)には、あらかじめ解約希望日(定例検針日といたします。)を定めて、その3か月前までに当社に通知していただきます。これを超えて通知いただいた場合にはご指定の解約希望日に解約できない場合があります。なお、変更後のガス小売事業者が当社(導管部門)を介して当社にお客さまの解約を通知する場合には、お客さまから当社への通知は必要ありません。

## 15. ガス需給契約の変更または解約に伴う契約最大時間流量超過精算額の差額精算

この選択約款にもとづくガス需給契約の変更または解約が生じた場合であって、契約変更月もしくは解約の日が属する月以前に契約最大時間流量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、①または②の場合を除き、10(4)に定める精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約開始の日が属する月から解約の日が属する月までの月数」として精算額を算定しなおして差額精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

- ① 14(1)の規定によるガス需給契約の変更または解約であって当社がやむを得ないと判断しない場合
- ② 14(3)の規定による解約の場合

## 16. ガス需給契約の解約に伴う契約中途解約精算額

(1) 当社は、ガス需給契約の解約が①または②の場合を除き、(2)または(3)の規定にもとづき契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

- ① 14(1)の規定によるガス需給契約の解約であって当社がやむを得ないと判断した場合
- ② 14(2)の規定による解約の場合

(2) 現在締結しているガス需給契約を解約し、新たにこの選択約款にもとづいたガス需給契約も締結しない場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定する契約中途解約精算額を申し受けます。なお、新たに他の約款にもとづく契約を締結する場合には、(3)の規定によるものといたします。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[ \begin{array}{c} 1 \text{ か月当たりの} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{解約日の属する月の翌月から} \\ \text{契約終了月までの残存月数} \end{array} \right]$$

(3) 現在締結しているガス需給契約を解約し、新たにこの選択約款にもとづくガス需給契約を締結する場合であって、解約日の翌日から契約最大時間流量もしくは契約最大需要月使用量をそれまでの契約量より減少する新たなガス需給契約を締結する場合または新たに他の約款にもとづく契約を締結する場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[ \left[ \begin{array}{c} \text{前契約の 1 か月} \\ \text{当たりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{新契約の 1 か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right] \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{解約日の属する} \\ \text{月の翌月から前} \\ \text{契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$$

## 17. 緊急調整時の措置

当社は、一般需要に先立ってお客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表2・3の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、10の契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(1)

$$\text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

(2)

$$\text{流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間流量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

(3)

$$\text{最大需要月基本料金割引額} = \text{最大需要月基本料金単価} \times \text{契約最大需要月使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

## 18. その他

この選択約款に定めのないその他の事項については、ガス小売供給約款（一般用）を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

この選択約款は、令和3年10月1日から実施いたします。

### 2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、当社店口のほか、当社ホームページに掲示いたします。

#### (別 表 1) 料金および消費税等相当額の算定方法

1. 早収料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。
2. 基本料金は、定額基本料金、流量基本料金および最大需要月基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額、最大需要月基本料金は最大需要月基本料金単価に契約最大需要月使用量を乗じた額といたします。
3. 従量料金は、基準単位料金または本文9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に本文6の規定により算定した使用量を乗じて算定いたします。
4. 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

5. 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

=料金×消費税率÷(1+消費税率)(1円未満の端数切り捨て)

(別 表2) 料金表・第1種

(1) 定額基本料金

1 か月につき	66,000円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	----------------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	550円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-------------------------

(3) 最大需要月基本料金単価

1 立方メートルにつき	3.85円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	--------------------------

(4) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	87.74円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------

(5) 調整単位料金

(4) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。



(別 表 3) 料金表・第 2 種

(1) 定額基本料金

1 か月につき	33,000円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	----------------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	550円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-------------------------

(3) 最大需要月基本料金単価

1 立方メートルにつき	3.85円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	--------------------------

(4) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	105.10円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

(5) 調整単位料金

(4) の基準単位料金をもとに、9 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。